

テレワークとまちづくり - 米国の事例から
第四回

連邦政府とテレワーク（2）—日米の違いと都市への意味

河井容子

日本政府の支援策

米国のテレワーク支援枠組みの特徴、すなわち利益追求型であり、幅広い省庁が他省との共同なく、各々の利益を追求している様は、日本政府のテレワーク支援のそれと比べると、より明らかである。2001年以降、日本の一般向けテレワーク支援は、内閣 IT 総合戦略本部が、e-Japan 戦略(2001)、新たな情報技術戦略（2010）、世界最先端 IT 国家創造宣言（2013 発表, 2014 変更）の三戦略のもと、統括コントロールしてきた。三戦略は「日本を IT 先端国にする」という目的を同じくし、基本的には同じ戦略を順に展開してきたものである。



この目的のもと、日本のテレワーク支援には、2010年までに労働人口の2割がテレワーカー、あるいは2015年までに在宅テレワーカー700万人など、具体的な達成目標値が与えられてきた。四つの省が担当して、この数値達成に努める（図4-1）。すなわち総務省は、安全なIT環境をつくれるよう企業支援し、厚生労働省はテレワーカーの適正労働環境整備につとめ、経済産業省と国土交通省は、他の二省とともにテレワークの企業での拡大を支援する。戦略本部は、各省の計画とその遂行をモニターする。

米国と比較して、テレワーク支援の体制が、単純で階層的なのは、テレワーク促進自体が目標だからである。したがって各省支援策も、米国のようにテレワークの利益を追求するのではなく、テレワーク導入にあたっての諸問題を解決するという、いわば阻害要因除去型の支援となっている。日本の支援枠組みの長所は、各施策とテレワーカー増加数の関係が把握しやすいことであろう。その短所は、何故そのテレワーカー数を達成すべきか、実際の達成努力をする企業にとって、どんな利益があるかが、極めて曖昧な点にある。

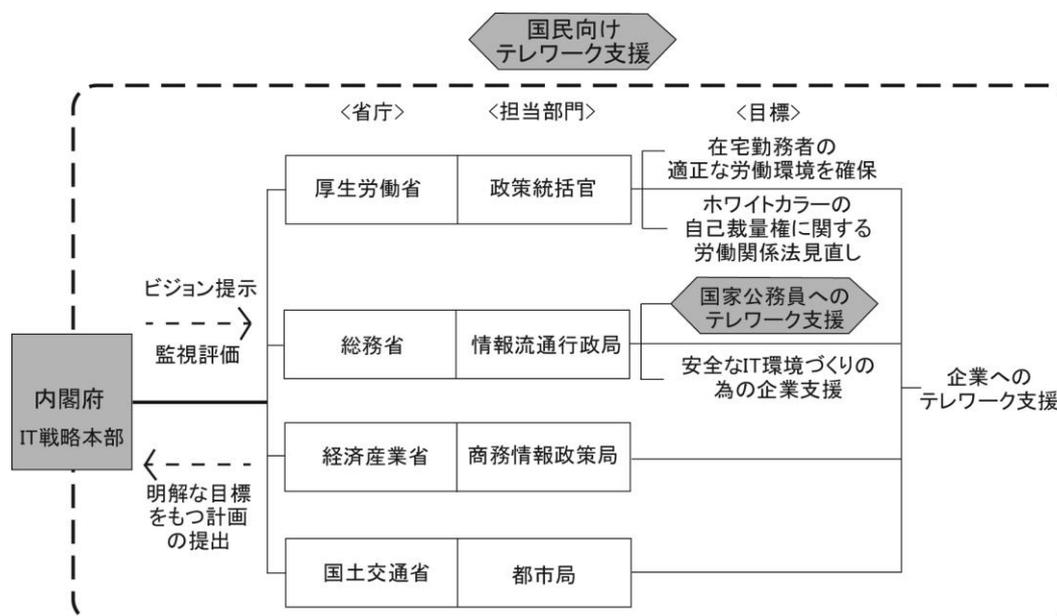


図 4-1 日本政府テレワーク推進策の枠組み (Kawai & Horita 2005)

連邦支援策の成果と問題点

ところで米国連邦政府による国民向け、公務員向けの支援策は、短期間にテレワーカーを増大させるようなシステムではない。各支援策の実行項目を見ていくと、その多くは試行プログラムや企業へのコンサルテーションなど、国民にテレワークのビジョンを示すものと、テレワークに必要なインフラ整備との二つに大別される。前者においては、試行グループ内でのテレワーカーが想定ほど伸びなかったり、後者は法案は通っても、予算が削減されたりと苦闘している。

また公務員テレワーカーについても、98～2002年の間に10倍にはなったが、これは適格者の43%にテレワークが許可されている状態であり、2003年目標の適格者100%に許可という数値には達せず、その後の伸びも緩やか (U.S. OPM 2004) である¹。

このように、成果が見えにくい結果になっているのは、ひとつは一般国民向けについては、連邦政府の権限が限られていることが原因であり、もうひとつは元々、目に見える数値効果を目した支援策でないからである。

それでもテレワーカーが増加しているのは、民間企業や自治体が、実際のテレワーク増を主導しているからであろう。それならば、連邦政府がテレワーク支援をしてきた、あるいは支援していくことに意味があるのだろうか。それが都市問題にとって何を意味するのかという視点から考えてみたい。

連邦政府支援策が都市問題にとって意味すること

重ねて述べるが、連邦政府支援策は利益追求型であり、その焦点が社会利益から経済利益へと移行しつつある。それは連邦政府が、テレワークを、個人の生活の質や社会的モラルの問題ではなく、根本的に雇用・生産の問題だと捉えていることを示す。そして、そう捉えられ

ることによって初めて、テレワークは郊外や遠隔地方での、人口・生産の分散とにつながり、都市問題と直結するのである。

従って政府が、経済とテレワークの密接な関係を、ビジョンとして国に示すことは、たとえ間接的な効果しか生まないとしても、都市問題改善にとって意味がある。そしてこのビジョン提示が、日本の支援策に欠けているものだと言えるだろう。日本の支援策では、テレワークと経済との関係はあいまいであり、むしろ最新の施策では、女性など“普通に”働けない人のための福利厚生であるという態度が、前面に出てきている。それが、時短などと共に、その利用が同僚に申し訳ないという感じを生み、結果的に支援を阻害しているという見方もできる。

テレワークは経済利益を生む働き方であるが故に、政府が税金控除などで後押ししなくても、既存企業の雇用型テレワーカーについては、自然に増大するはずである。それが政府支援策の成果が曖昧でも、米国でテレワーカーが増加してきた理由であった。これまでの連邦政府の仕事は、その経済利益に目を向けさせるという旗振りであったのだと言えよう。公務員向け支援策は、国民への見本として開始されたのではあろうが、実際には、経済効果を重視する企業に追い抜かれ、優秀な働き手を確保し不動産支出を抑える為に、今あわてて追いつこうとしていると読める。

しかし郊外や遠隔地での、新規雇用創造や起業には、ICT インフラ投資が必要で、これは民間ではまかなえない。中小企業庁や農林省・商務省の役割は大きいはずである。農林省・商務省は、上述の2002年農業法案以降も、努力を続けてきたが、大きな成果は出なかった。この点において、連邦支援策は明らかに失敗である。ただし2015年になって新しい動きが出ており、これについては後の回で触れたい。

また連邦政府がいわゆる都市計画権をもたないがゆえに、そのテレワーク支援策は、経済効果を空間の形におきかえにくい。これが後に述べるような、州や自治体の役割の重要性につながっていく。一方で日本は、国家政府が都市計画法を定め運用する。テレワークの経済利益にさえ目を向ければ、それを都市空間に翻訳するのは、米国よりも容易であるはずだ。支援の枠組も、トップダウンで堅固であり、その中央集権型を利用すれば、その効果も短期で出そうに思われる。政府がテレワークの経済効果に目を向けないのは、日本の国土と都市問題にとって、大きな痛手である。

ペンギン・エンヴァイロンメンタル・デザイン：米国コネチカット州に本拠地をおく、建築とランドスケープの設計事務所。河井容子と栗本貴哉との共同主宰。一級建築士事務所（大阪府登録）。

本文の著作権は、Penguin Environmental Design L.L.C.に属し、個人使用以外のコピー、配布を禁ずる。本文内容についての問い合わせは、info@PEDarch.com まで。

(References: 参考文献)

U.S. Office of Personnel Management (2004) *The Status of Telework in Federal Government- Report to the Congress*
内閣 IT 総合戦略本部(2001)、e-Japan 戦略

内閣 IT 総合戦略本部(2010)、新たな情報技術戦略
内閣 IT 総合戦略本部(2013)、世界最先端 IT 国家創造宣言

¹ これへの対応として、生産性を下げない限りで、最大数の公務員にテレワークをさせる議案が、2010年7月には、下院通過（H.R. 1722 Telework Bill）。人事局、調達庁に加えて、行政管理予算局（Office of Management and Budget 内閣内の部門）、商務省米国標準技術局（National Institute of Standards and Technology）が運用。